

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和8年7月10日

### 1 意見の概要

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

セキネビル

埼玉県草加市清門一丁目401番1

#### ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・ 予定建築物の用途は事業用施設ですので、草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例によるごみ集積所の設置義務はございませんが、当該計画施設から排出される廃棄物（ごみ）は事業系一般廃棄物又は産業廃棄物に該当します。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」等の関係法令を遵守し、事業者の責任で保管場所を設けて廃棄物を適正に処理するとともに、廃棄物の減量及び発生抑制に努めてください。

なお、建設現場の作業に当たって排出される産業廃棄物または一般廃棄物は、関係法令に従って適正に分別して処理してください。

- ・ 早朝、夜間については、騒音防止に努めてください。特にトラックの搬出入、荷捌きを行う際は丁寧な作業を心掛けてください。

空調機の室外機等を設置する際には、近隣からの騒音の苦情が出ないように、設置位置や排気口の向きに配慮してください。

埼玉県生活環境保全条例第41条に基づき、駐車場に看板等でアイドリングストップを周知してください。（看板等の設置義務あり）

廃棄物保管施設については悪臭の発生に注意して操業してください。

埼玉県生活環境保全条例、草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例に基づく騒音、振動等に係る規制基準を遵守してください。

### 2 縦覧期間

令和8年7月10日から令和8年8月10日まで

### 3 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター